

令和 5 年 3 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

教育長報告（１）

令和５年３月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 山科正仁議員から「昨今の価格高騰により学校給食費の現状維持にも限界がきている。令和５年度主要事業の概要にも学校給食補助事業で、第２子、第３子への補助拡充を図ろうとしているが、この急激な食材費の高騰に対応できる十分な施策と考えているのか。」という質問に対して

「昨今の原油価格・物価高騰の影響により、給食食材や油、調味料類についての値上がりが現在も続いている。

今年度は地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費１食につき、小学生は３４円、中学生は４１円の補助金を交付し、年度途中で保護者負担を引き上げることなく、栄養バランスのとれた、児童生徒が満足できる学校給食を提供することができたと考えている。

令和５年度の学校給食費については、学校給食事業運営協議会において、現行の給食費では学校給食栄養摂取基準を満たした、これまで通りの給食を提供することが難しいことから、小中学校ともに一食あたり３０円を値上げすることが適当であるとの結果が示された。

学校給食費については、原則として学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとされており、値上げに際しては保護者に対し、ご理解とご協力をお願いすることとなるが、経済的に困窮した世帯については、就学援助費の中で給食費を全額支給している。併せて、家庭状況の急変などにより支援が必要になった場合においても、随時、就学援助を申請いただき対応している。

令和５年度は、主要事業として、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、義務教育期間に２人以上の児童等が在籍する世帯について、第３子以降児童等学校給食費無償化事業および第２子児童等学校給食費半額補助事業を新たに実施する予定である。また、第１子だけの世帯については、令和２年度から実施している給食費１食につき、小学生は１５円、中学生は２０円の補助金を継続して実施する。

多子世帯においては、物価高騰による家計の負担が一段と大きいと考えられることから、物価高騰による値上げ分を含む学校給食費を補助す

ることで、子育て世帯の支援の一助となると考えている。

引き続き、物価の状況を注視しながら、必要な対策を講じられるよう検討していく。」と答弁をした。

- (2) 庄司里香議員から、「新庄開府400年記念事業のプレイベント等の実施状況と今後の事業計画について伺う。次に今村翔吾氏関連のイベントにおける、市民及びファンの反応について伺う。3つ目に3年後の本イベントにおける新庄まつりとのコラボレーションについて伺う。4つ目に同記念事業の実施に係る市民アンケートの実施について伺う。5つ目に昨年度実施した新庄まつり in 巢鴨において、同記念事業をどうアピールしたか伺う。最後に同記念事業を市内外へ今後どうアピールしていくのかを伺う。」という質問に対して

「新庄開府400年記念事業は、新庄藩祖・戸沢政盛公が、今の最上公園に城を構え、藩政を敷いてから令和7年で400年を迎えることを記念し、市民の皆様にも本市が城下町として持つ歴史的資源を再認識していただきながら、ふるさと新庄の良さを見つめ直し、新たなまちづくりにつなげていく機会としていただくため、昨年度からプレ事業に取り組んでいる。

『プレイベントの現状と今後の事業計画』についての質問だが、昨年度に、実行委員会を組織し、キャッチフレーズやロゴマークを公募したうえで制定した。

今年度は、同実行委員会の総合アドバイザーであり、本市の観光大使でもある直木賞作家・今村翔吾氏をお招きし、5月にキックオフイベントとしての講演会を開催し、そのことをきっかけに10月には、直木賞受賞のお礼として全国を回った「今村翔吾のまつり旅」のゴールを新庄で迎えるイベントを実施した。そのほか、ふるさと歴史センターでは、新庄藩主・戸沢氏の歴史や藩政について企画展や歴史講座を開催した。また、事業周知を図るため、専用ホームページの制作に取り組むほか、PR動画の制作についても検討している。

来年度は、「城下町・新庄」の歴史認識を深めていただけるような講座・シンポジウムの開催や、本市の歴史文化遺産を周知・広報するマップの制作、ふるさと歴史センターを中心とした各種企画展の開催などを計画しており、記念事業の機運醸成に向けた取り組みを順次行っていく。

次に、『昨年行われた今村翔吾氏の講演会等イベントにおける成果』についての質問だが、5月のキックオフイベントに、市内外から269

名の方々が、10月のゴールイベントには、遠くは北海道や広島など県内外から335名の方々においでいただいた。ご来場いただいた方からは、「今村先生の作品と新庄の関わりを初めて知った」や「先生の新庄への熱い思いを聞いた。また新庄に来たい」などの言葉もいただいた。今村翔吾氏の作品と本市の歴史とのご縁を通したこれらのイベントは、多くの報道関係者が集まる中で開催されたこともあり、新たなまちづくりの契機となる記念事業を全国に発信する良い機会となった。

また、『3年後の本イベントにおける新庄まつりとのコラボレーション等』については、3年後の令和7年が新庄まつりの270年にあたるので、開府400年記念事業とともに新庄まつりも盛り上げていけるよう、新庄まつり実行委員会と協議していきたい。

次に、『記念事業における市民アンケート実施の有無』についての質問だが、現段階ではその予定はないが、広く市民の方々の意見や提案をお聞きし、事業に反映したいと考えている。

続いて、『昨年の新庄まつり in 巢鴨における開府400年記念事業のアピール』についての質問だが、イベントの式典会場内や巢鴨地蔵通り商店街周辺の山車運行経路に、のぼり旗の設置や記念事業のロゴマークが入ったポスターやチラシ、横断幕を掲示し、記念事業の周知広報に努めた。

最後に、『同記念事業の市内外への今後のアピール』については、第一に市内における盛り上がりが必要と考えているので、これまで以上に記念事業のキャッチフレーズやロゴマークの活用を進めながら、市報や現在作成中の記念事業専用ホームページ等を通して市民の皆様にも事業の周知を図っていく。また、新庄藩祖・戸沢政盛公とのつながりに関わりのある茨城県高萩市等、他友好自治体とも情報の共有を図りながら、市外に向け積極的に情報を発信していきたい。」と答弁をした。

- (3) 佐藤卓也議員から「少子化対策の中で結婚や出産に関する正しい知識と家庭を持つことの意義を伝える教育が重要だと思うが、小・中学校で発達に応じた教育をどのように行っているのか。」という質問に対して「市内の小中義務教育学校においては、『学習指導要領』に基づき、小学校は家庭科の授業の中で家族との触れ合いや団らんの大切さについて学んでおり、中学校は技術・家庭科の家庭分野の中で、子どもを育てたり、心の安らぎを与えたり、衣食住の生活を営むなど家族、家庭がもつ働きや、幼児の発達、子どもが育つ環境としての家族の役割について学習し

ている。また、道徳の授業では、発達段階に応じた教材を通して、家族愛や家庭生活の充実について、考える時間もある。さらに、小学校低学年の生活科の授業の中では、自分の成長を振り返り、家族に感謝を伝える学習を、児童の家庭環境に配慮しながら行っている。中学校では、学級活動の中で職業や生き方、家庭づくり等の視点から自分のライフプランをつくり、将来をより具体的に描かせる指導を行っている。出産についても、市で重点を置いている「いのちの教育」と関連させながら、その尊さについて様々な授業の中で考えさせている。

今後も、児童生徒の発達段階に応じた教材を活用しながら、自分の将来について考えさせる指導を行っていきたい。」と答弁をした。

議案第 3 号

令和4年度3月補正予算に係る臨時代理の承認について

令和4年度3月新庄市一般会計（教育費）補正予算の要求について、次のとおり提案した。

歳入

(単位：千円)

款項目		補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳	
14- 1- 6	土木使用料	1,934	△ 620	1,314	ふるさと歴史センター使用料	△ 620
15- 2- 7	教育費国庫補助 金	15,816	△ 4,050	11,766	へき地児童生徒援助費等補助金	△ 3,750
					国宝重要文化財等保存・活用事業 費補助金	△ 300
16- 2- 7	教育費県補助金	12,139	225	12,364	文化財保護事業費補助金	△ 27
					小中学校音楽教室支援事業費補助 金	252
19- 2- 3	ものづくり教育 奨励基金繰入金	519	△ 19	500	ものづくり教育奨励基金繰入金	△ 19
21- 3- 1	貸付金元利収入	0	720	720	看護師等修学資金返還金元金収入	720
21- 4- 4	雑入	23,414	840	24,254	新庄市看護師等修学資金返戻金 (歳入科目変更)	△ 720
					新庄市ふるさと創生人材確保事業	1,560
22- 1- 5	教育債	451,900	△ 40,500	411,400	学校教育施設改修事業債	△ 9,500
					義務教育学校建設事業債	△ 11,000
					旧矢作家住宅整備事業債	△ 300
					社会教育施設改修事業債	△ 19,700
計		505,722	△ 43,404	462,318		
補正要求のなかった 款項目に係る額		3,223		3,223		
計		508,945	△ 43,404	465,541		

歳出

(単位：千円)

款項目	補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 1- 1 教育委員会費	4,657	△ 296	4,361				△ 296
10- 1- 2 事務局費	201,903	△ 11,176	190,727	△ 3,750		1,560	△ 8,986
10- 1- 3 教育指導費	101,290	△ 880	100,410			△ 19	△ 861
10- 2- 1 学校管理費 (小学校)	143,271	12,271	155,542		△ 2,100		14,371
10- 2- 3 学校保健費 (小学校)	106,093	△ 550	105,543				△ 550
10- 3- 1 学校管理費 (中学校)	89,279	7,442	96,721				7,442
10- 3- 3 学校保健費 (中学校)	10,991	△ 100	10,891				△ 100
10- 4- 1 学校管理費 (義務教育学校)	164,645	7,655	172,300		△ 7,400		15,055
10- 4- 3 学校保健費 (義務教育学校)	26,883	△ 1,070	25,813				△ 1,070
10- 4- 4 学校建設費	412,282	△ 12,408	399,874		△ 11,000		△ 1,408
10- 5- 1 社会教育総務費	69,228	△ 1,788	67,440				△ 1,788
10- 5- 2 市民プラザ費	48,952	5,366	54,318				5,366
10- 5- 3 公民館費	60,718	△ 2,621	58,097		△ 19,100		16,479
10- 5- 4 図書館費	49,760	1,836	51,596				1,836
10- 5- 5 市民文化会館費	50,541	4,648	55,189	252			4,396
10- 5- 6 文化財保護費	22,480	△ 338	22,142				△ 338
10- 5- 7 重文旧矢作家住 宅管理費	17,553	△ 605	16,948	△ 327	△ 300		22
10- 5- 8 ふるさと歴史セン ター費	78,656	△ 456	78,200		△ 400	△ 620	564
10- 5- 9 雪の里情報館費	22,218	1,837	24,055				1,837
10- 5-10 わくわく新庄費	20,354	2,084	22,438				2,084
10- 5-11 社会体育費	56,194	815	57,009				815
10- 5-12 体育施設費	170,134	△ 2,087	168,047		△ 200		△ 1,887
10- 5-13 山屋セミナーハ ウス費	17,029	70	17,099				70
計	1,945,111	9,649	1,954,760	△ 3,825	△ 40,500	921	53,053
補正要求のなかった 款項目に係る額	104,447		104,447				
計	2,049,558	9,649	2,059,207				

令和4年度3月補正予算 教育総務課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
15- 2- 7	教育費国庫補助金	△ 3,750	へき地児童生徒援助費等補助金	△ 3,750,000円 △ 3,750
21- 3- 1	貸付金元利収入	720	看護師等育成修学資金貸付金元利収入	720,000円 720
21- 4- 4	雑入	840	新庄市看護師等修学資金返戻金 (歳入科目変更)	△ 720,000円 △ 720
			新庄市ふるさと創生人材確保事業	1,560,000円 1,560
22- 1- 5	教育債	△ 20,500	学校教育施設改修事業債	△ 9,500,000円 △ 9,500
			義務教育学校建設事業債	△ 11,000,000円 △ 11,000
計		△ 22,690		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 1- 1	教育委員会費	△ 296	費用弁償	△ 38,200円 △ 38
			普通旅費	△ 213,060円 △ 213
			使用料及び賃借料 高速道路使用料等	△ 19,000円 △ 19
			負担金 山形県市町村教育委員会大会負担金	△ 6,000円 △ 6
			諸会議負担金	△ 20,000円 △ 20
			職員給与費	△ 48,000円 △ 48
10- 1- 2	事務局費	△ 11,176	会計年度任用職員報酬	△ 3,000,000円 △ 3,000
			委託料 除排雪業務委託料	140,000円 140
			備品購入費	△ 8,268,000円 △ 8,268
			燃料費	6,800,000円 6,800
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)	12,271	光熱水費	630,000円 630
			修繕料	
			新庄小学校教室棟トイレ改修修繕	3,212,000円
			本合海小学校1階トイレ改修修繕	1,450,000円
			日新小学校給食室エアコン修繕	462,000円
その他緊急修繕	829,400円			
				5,954

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
			委託料 新庄小学校ヒマラヤ杉剪定業務委託料 237,600円	△ 691
			日新小学校プール改築工事関連業務委託料 △ 2,429,000円	
			除排雪業務委託料 1,500,000円	
			使用料及び賃借料 光回線電話機等賃貸借料 △ 840,840円	160
			除排雪車借上料 1,000,000円	
			工事請負費 日新小学校プール解体工事 △ 582,000円	
10- 3- 1	学校管理費 (中学校)	7,442	燃料費 1,500,000円	1,500
			光熱水費 1,200,000円	1,200
			修繕料 新庄中学校教室間仕切り修繕 671,000円	622
			八向中学校情報ネットワーク修繕 △ 49,500円	
			委託料 新庄中学校体育館吊り天井部改修 工事実施設計業務委託料 △ 130,000円	1,170
			除排雪業務委託料 1,300,000円	
			使用料及び賃借料 光回線電話機等賃貸借料 △ 216,755円	
除排雪車借上料 3,700,000円				
工事請負費 日新中学校テニスコート改修工事 △ 348,000円	△ 348			
備品購入費 △ 186,000円	△ 186			
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育 学校)	7,655	光熱水費 12,000,000円	12,000
			修繕料 萩野学園全熱交換器給気ダクト防 露修繕 192,500円	193
			委託料 萩野学園エアコン設置工事実施設 計業務委託料 △ 548,000円	1,752
			除排雪業務委託料 2,300,000円	
			使用料及び賃借料 除排雪車借上料 2,900,000円	2,900
工事請負費 萩野学園エアコン設置工事 △ 9,190,000円	△ 9,190			

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 4- 4	学校建設費	△ 12,408	手数料	△ 150,000円	△ 150
			工事請負費 旧明倫中学校解体工事	△ 12,258,100円	△ 12,258
計		3,488			

令和4年度3月補正予算 学校教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
19- 2- 3	ものづくり 教育奨励基 金繰入金	△ 19	ものづくり教育奨励基金繰入金	△ 19,000円	△ 19
計		△ 19			

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 1- 3	教育指導費	△ 880	会計年度任用職員報酬	△ 280,000円	△ 280
			謝金	△ 200,000円	△ 200
			費用弁償	△ 100,000円	△ 100
			図書購入費	△ 300,000円	△ 300
10- 2- 3	学校保健費 (小学校)	△ 550	消耗品費	△ 400,000円	△ 400
			補助金 新庄市学校給食物価高騰対策支援 事業費補助金	△ 150,000円	△ 150
10- 3- 3	学校保健費 (中学校)	△ 100	補助金 新庄市学校給食物価高騰対策支援 事業費補助金	△ 100,000円	△ 100
10- 4- 3	学校保健費 (義務教育 学校)	△ 1,070	消耗品費	△ 770,000円	△ 770
			補助金 新庄市学校給食物価高騰対策支援 事業費補助金	△ 300,000円	△ 300
計		△ 2,600			

令和4年度3月補正予算 社会教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
14- 1- 6	土木使用料	△ 620	ふるさと歴史センター使用料	△ 619,025円 △ 620
15- 2- 7	教育費国庫補助金	△ 300	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	△ 300,000円 △ 300
16- 2- 7	教育費県補助金	225	文化財保護事業費補助金	△ 27,000円 △ 27
			小中学校音楽教室支援事業費補助金	252,000円 252
22- 1- 5	教育債	△ 20,000	旧矢作家住宅整備事業債	△ 300,000円 △ 300
			社会教育施設改修事業債	△ 19,700,000円 △ 19,700
計		△ 20,695		

歳出

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳	
10- 5- 1	社会教育総務費	△ 1,788	職員給与費	23,000円 23
			消耗品費	△ 134,454円 △ 134
			印刷製本費	△ 8,000円 △ 8
			通信運搬費	△ 377,136円 △ 377
			使用料及び賃借料	△ 230
			施設Wi-Fi機器賃借料	△ 135,520円
			施設Wi-Fi管理ソフト利用料	△ 95,308円
	補助金	△ 1,062		
	地域公民館整備費補助金	△ 1,062,000円		
10- 5- 2	市民プラザ費	5,366	委託料	5,366
			指定管理委託料	5,365,417円
10- 5- 3	公民館費	△ 2,621	修繕料	145
			緊急修繕	144,100円
			委託料	29
			除排雪業務委託料	28,750円
	工事請負費	△ 2,795		
	旧八向地区公民館解体工事	△ 2,931,500円		
	除排雪車借上料へ流用	135,720円		

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 5- 4	図書館費	1, 836	修繕料 防犯カメラレコーダー修繕	160, 600円	161
			委託料 指定管理委託料	1, 674, 078円	1, 675
10- 5- 5	市民文化会館費	4, 648	委託料 指定管理委託料	4, 647, 017円	4, 648
10- 5- 6	文化財保護費	△ 338	普通旅費	△ 84, 000円	△ 84
			消耗品費	84, 000円	84
			補助金 新庄まつり山車行事保存会補助金	△ 338, 900円	△ 338
10- 5- 7	重文旧矢作家住宅管理費	△ 605	費用弁償	△ 16, 000円	△ 16
			消耗品費	16, 000円	16
			委託料 旧矢作家住宅保存修理工事監理・ 実施設計業務委託料	△ 22, 000円	△ 22
			工事請負費 旧矢作家住宅保存修理工事	△ 583, 000円	△ 583
10- 5- 8	ふるさと歴史センター費	△ 456	印刷製本費	△ 726, 400円	△ 726
			委託料 除排雪業務委託料	93, 915円	94
			使用料及び賃借料 除排雪車借上料	621, 720円	622
			工事請負費 空調設備改修工事	△ 446, 000円	△ 446
10- 5- 9	雪の里情報館費	1, 837	修繕料 雪の里情報館小便器用自動洗浄器 交換修繕	80, 960円	81
			委託料 指定管理委託料	1, 755, 573円	1, 756
10- 5-10	わくわく新庄費	2, 084	委託料 指定管理委託料	2, 083, 395円	2, 084

(単位：千円)

款項目		補正 要求額	内 訳		
10- 5-11	社会体育費	815	通信運搬費	△ 77,034円	△ 77
			使用料及び賃借料		△ 15
			施設Wi-Fi機器賃借料	△ 59,158円	
			会場使用料	43,820円	
			補助金		907
			新庄市立学校各種大会出場助成金	906,170円	
10- 5-12	体育施設費	△ 2,087	修繕料		△ 587
			箇所付け修繕	△ 1,500,000円	
			体育館エアコン室外機修繕	418,000円	
			旧北辰小学校体育館照明修繕	495,000円	
			委託料		2,029
			新庄市民球場非PCB機器収集運搬及び処分業務委託料	143,000円	
指定管理委託料（体育館）	1,646,000円				
指定管理委託料（市民スキー場）	240,000円				
			工事請負費		△ 2,883
			武道館LED化工事	△ 232,200円	
			体育館進入路融雪設備補修工事	△ 2,651,000円	
			備品購入費	△ 646,400円	△ 646
10- 5-13	山屋セミナーハウス費	70	委託料		70
			除排雪業務委託料	70,000円	
計		8,761			

議案第 4 号

新庄市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

新庄市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

新庄市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

新庄市教育委員会傍聴人規則（昭和 27 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「前各号」を「この規則に定めるもの」に改め、同条を第 6 条とし、第 3 条及び第 4 条を 1 条ずつ繰り下げる。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条 教育長は、傍聴人が多数あるときは、その人数を制限することができる。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

教育委員会の傍聴に関する取扱いを改めるため、必要な改正を行うものである。

議案第 5 号

新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則について

新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則を次のように制定する。

新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間外在校等時間の上限)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案の理由

改正給特法第7条第1項に基づき文部科学大臣が定めた指針を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定を提案するものである。

議案第 6 号

社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について

社会教育関係団体認定の運用について（平成元年教育委員会公告第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 項第 1 号中「市体育協会」を「一般財団法人新庄市スポーツ協会」に改め、第 6 項第 1 号中「市芸術文化協会」を「新庄市芸術文化協会」に改める。

提案の理由

団体の名称変更について改正を行うため、提案するものである。

議案第 7 号

登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎
保存活用計画について

別冊資料